

文京区における
生涯学習の推進について
(最終報告)

文京区生涯学習推進基本構想

—— 文京区全域を生涯学習のキャンパスに ——

平成4年3月

文京区生涯学習推進検討委員会

はじめに

精神的な豊かさや、ゆとりを求める気運の高まりの中で、「自分を見つめ、共に学び、人とふれあい、自ら学ぶ意欲と能力を養い、自己を充足していく活動」である生涯学習は、ますます重要となっている。

こうした背景のもとに、文京区生涯学習推進検討委員会は、平成2年6月、教育長から「文京区における生涯学習の推進について」の諮問を受け、検討を行った。

検討委員会では、調査研究部会を設置するとともに、区民の学習活動意識調査や生涯学習関連事業・施設調査を行い検討を深めた。また、学識経験者や区内の有識者で構成する、生涯学習推進懇話会を設置し、委員の様々な意見を伺い参考にした。

報告の作成に当たっては、生涯学習とは何か、「文教のまち」文京区にふさわしい生涯学習とは何かを常に念頭において討議した。その結果、生涯学習の場は行政の学習施設だけでなく、地域や家庭を始め区内全域が生涯学習のキャンパスであると考え、その方策を検討し、本報告を作成した。

今後、本報告の具体化に向けて検討され、『文京区全域をキャンパスとする文京区の生涯学習』を推進するよう期待する。

目 次

はじめに

I	今なぜ生涯学習か	-----	1
II	文京区の現状	-----	3
III	生涯学習の基本理念	-----	4
IV	生涯学習推進のための方向性	-----	6
V	生涯学習を推進するために	-----	21
[参考]	文京区の生涯学習推進組織案	-----	23
資	料	-----	31

I 今なぜ生涯学習か

1965年、P・ラングランが、ユネスコにおいて生涯教育構想を打ち出して以来25年余を経た今日、私達の周囲でも生涯学習に関する気運が高まってきている。

我が国では、1971年の社会教育審議会の「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方」や、1981年の中央教育審議会の「生涯教育について」などで基礎となる理念が答申され、更に1987年の臨時教育審議会の「教育改革に関する最終答申」で生涯学習体系への移行を提唱するにいたり、1990年7月に「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法」の施行により法律的な根拠が示された。

また、各都道府県・区市町村においても生涯学習社会に向けての取り組みが活発になっている。

これら一連の動きは、人びとが環境の変化に主体的に対応し、充実した生涯を過ごすためには、生涯学習を生活や活動の中に組み込むことが不可欠であることを示すものといえる。

この背景としては、次の点が指摘できる。

第一に、ゆとりや精神的な豊かさを求める時代を迎えていることである。労働時間の短縮や利便性の向上は、余暇の増大と物質的な豊かさをもたらした。このような状況の中で、人びとは、精神的な豊さを持ち、ゆとりのある生活を送ることを望むようになった。こうした価値観の変化が、生涯にわたる学習意欲を高める重要な要因である。

第二に、人生80年の長寿社会が到来した点である。このことは、健康、労働、福祉、学習、生活、文化、住宅、環境などあらゆる分野に質的な変化をもたらすなど、人びとのライフスタイルに影響を及ぼした。これからも高齢化の傾向は続くことが予想され、本格的な高齢社会を支えるためには、長い人生にふさわしく、生きがいを支える学習システムが求められている。

第三に、社会状況への対応が求められていることである。技術革新は常に新しい技術・知識を必要とするため、人びとは絶えずその技術・知識を習得

するための学習の継続を迫られている。高度の教育を受けた人でも学校教育の機会だけでは対応しかねる状況が生まれている。

また、国際化の進展もあげられる。日本人としての主体性を持ちつつ、外国の生活や文化・歴史を理解し尊重する、真の意味での相互理解・相互交流を活発にし、国際人として自らを高めことが求められている。

第四に、学校教育への過度の依存や家庭・地域の教育力の低下も指摘できる。学校教育への過度の依存によって、人間の一生が人生の早い時期に評価され、決定づけられる傾向がある。本来人は豊かな可能性を持つものであり、人生のいつでもが学習の適齢期であるという考えが必要である。また、様々な社会変化の中で、今日の地域社会では、他者への無関心の風潮が一般化し、住民の連帯感が失われ、地域や家庭における教育力が低下するなど、社会の基本となる家庭や地域の状況にも変化があらわれている。学校五日制への移行が迫っている現在、このような現実を踏まえた生涯学習を推進することで、新しい教育環境を整えていくことが必要である。

私達は、一生の間に直面するさまざまな困難を乗り越え、生涯にわたって、健康で生き生きとした人生を送ることを願っている。それは、「学ぶこと」によって達成でき、生き抜く力ともなるものである。知識を深めることや教えること、体験することによって、思考力や判断力、記憶力が高められる。また、人の心や美についての感受性を磨くこと、心身の健康を保ち、体力を強化すること、課題達成の意欲を高めることによって自己充足が可能となる。

以上のような社会の状況や人びとの願いの中から、今、本区が区民の生涯学習への取り組みをどのように支援していくべきであるかが問われている。

Ⅱ 文京区の現状

本区においても社会的変動の激しさは例外ではない。総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、14%を超え（平成4年1月1日現在）高齢化はますます進展していくことが予測される。また、都心に隣接するため、業務地の拡大・定住人口の減少・児童生徒の減少傾向が見られ、環境の変化は著しい。さらに、余暇時間の増大等により、多様なライフスタイルを持つ都市型区民が多くなってきていることも指摘できる。

平成3年度に実施した学習活動意識調査によると、生涯学習の必要性について90%の人が肯定しているように、区民の学習意欲は高い。また、学習方法については、区の講座等への希望が52%と第1位となり、行政への期待は大きい。

本区で実施している学習関連事業は、統計上年間330事業にも及ぶが、必ずしも区民の各ライフステージ、ライフスタイルに対応したものとは言い難く、総合的な施策体系の確立が求められている。

また、学習の場としての施設は、社会教育館・図書館・教育センター・スポーツセンター・女性センター・福祉センター・勤労福祉会館・区民センター等があり、行政の事業ばかりでなく、自主的な学習グループ・スポーツ団体・地域団体等に活用され、それらの利用度は高い。しかし、本区の区民ニーズはきわめて高いため、生涯学習社会への対応を考えると、現在の学習関連施設だけでは量的にも質的にも十分とはいえない。

これら施設の拡充に加え、今日まで実施してきた事業を更に発展させるとともに、CATV・学校教育施設・民間施設や人材をも有効活用する方向で検討し、区民の学習活動を支援する必要がある。

このような現状から、文京区における生涯学習の一層の推進が求められている。

Ⅲ 生涯学習の基本理念

学習とは、自分を見つめ、共に学び、人とふれあい、自ら学ぶ意欲と能力を養い、自己を充足していく活動である。

豊かな生活を創造していく視点とするため、文京区の目指す生涯学習の基本理念を定めた。

1 生きる目的を学び、学ぶ術を学ぶ

人びとが生涯にわたって主体的に学習を続けるためには、自分を問い、感性を高め、時代に参加できる自己教育力を培うとともに、学ぶ術を学び、学習が真に自分を育てる力となりうる必要がある。

2 学ぶ喜びを知り、ときめきの世界を創る

生涯学習は、人びとの自発的意思に基づき、自己に適した手段や方法により、生涯を通じて行う多様な学習活動である。

人びとは、それぞれのライフステージに応じた学習活動によって、学ぶ喜びと新たな世界の広がりを知る。学ぶことが生きがいやすらぎとなり、生活にうるおいや輝きを与え、心ときめく時間や空間をつくりだす。

3 共に学び、ふれあい、自分を生かす

生涯学習は、個人の営みであると同時に、今日の社会に生きる者が、自立と共生を目指して行う人間関係の創造的営みである。

人とふれあい、共に学ぶ関わりの中で、自己の学習を深める。また、学び得たことを自己表現しあい、その能力を他のひとや地域に活かすことによって共に生きていることの喜びを体験する。

4 地域から、世界から、自然から学ぶ

人びとは、自己の周囲のあらゆる生活の場から課題を見出し、学習を継続することによって、地域と有機的に結合し地域の力をたかめる。

地域を超え、国を超え、異文化を理解できる広い視野と、身近な自然、
かけがえのない自然をいつくしみ共生する心を持つ必要がある。

Ⅳ 生涯学習推進のための方向性

1 生涯学習の基礎づくりのために

社会の変動が極めて大きい現代においては、人生の一時期に修得した知識や技能だけで、一生を過ごすことは難しい。人は、幼少年期・青年期・成人期・高齢期の人生の各ライフステージにおいてそれぞれの学習課題を持ち、生涯を通じて学習することが求められている。そのためには、乳幼児期・義務教育期間等において、自ら学ぶ意欲を持ち、社会の変化に主体的に対応でき、心豊かに、たくましく生きる人間を形成するため、家庭・学校・地域社会が生涯学習の基礎づくりの場として果たす役割が重要となる。また、この3つの場は個別に機能するだけでなく、密接に連携・協力していくことが欠かせない。

(1) 家庭の教育力の向上

家庭は、子供が生まれてから社会的に自立するまで一貫して育成に当たる場であり、人間形成にとって最も基本的な役割を担っている。幼少年期における家庭での教育は、成人を迎えてからも絶えず新たな学習を継続できるよう、こころと身体の調和のとれた発達と、自主性・独立性を養うために、重要な役割を負っている。また、学校五日制への移行により家庭の役割はますます重要視される。

そのため、家庭教育の充実や、親同士の連携、親と子のふれあい学習などの環境を整備し、家庭の教育力の向上を促すことが重要である。

① 家庭教育の充実

生涯学習の出発点となる家庭における教育機能を高めることは、極めて重要である。

このため、家庭で子供の発達段階に応じた適切な子育てができるよう学習の機会や情報提供の充実を図るとともに、家庭の大切さを広く理解するための啓発活動を一層推進することが必要である。

② 親同士の連携促進

現在のPTA活動の一層の促進を図るとともに、地域の様々な親同士のグループ活動を促すことにより、親の仲間づくりや情報交換を活発にしていくことが必要である。

③ 親と子のふれあい学習の充実

親と子が、同時に参加できる行事や様々な体験学習等を設定し、親と子が共に学び・ふれあう、学習の機会や場をできるだけ増やしていくことが重要である。

(2) 学校教育の充実

生涯学習の中において学校教育は、生涯学習の基礎づくりの場として、組織的・継続的に教育を行う重要な場である。

① 自己教育力の育成

自己教育力とは、自ら学ぶ意志・態度・能力である。学校教育では、単に知識や技能を修得するだけでなく、自己教育力を身につけるため、生活や地域に密着した様々な体験学習などを通して、学習意欲や学習習慣を身に付けていく必要がある。

② 生涯学習の重要性についての啓発

生涯学習については、学校教育において、自己教育力の育成と関連付けて、その重要性を意識できるよう啓発していく必要がある。

③ 学習環境の整備・拡充

学校教育の一層の充実を図るため、学校施設・設備の整備拡充を図っていく必要がある。

(3) 地域社会の教育力の向上

地域社会は、異なる世代や職業など、様々な人達とのふれあいを通して、人間関係や連帯感など、家庭や学校では体験しにくい多くのことを学ぶ貴重な生活の場である。また、青少年が社会に目を向け、社会の一員としての自覚を養い、社会性を身につけるためにも、地域社会は重要な役割を担っている。

このため、活力ある地域社会をつくり、地域社会の教育力の向上を図ることが求められている。

① 地域活動の活性化

活力とふれあいのある地域社会を築くために、地域活動の活性化が求められている。

このため、地域における各種イベントや行事の開催、スポーツ・レクリエーション活動の充実を図ることや、地域活動の場となる施設の整備、地域活動への関心を高めるための啓発活動を推進することが重要である。

② 青少年の地域参加の促進

青少年は、地域との関わりの中で、人間関係や連帯・協力の大切さなど、多くのことを学ぶ。

このため、青少年が地域と積極的に関わりをもてるよう、青少年リーダーや青少年団体の育成、青少年が主体的に地域に参加できる機会や情報の提供の充実を図ることが必要である。

③ 異世代交流の促進

異年齢の子供同士や、子供と高齢者などの異世代の交流を促進し、接触の機会を増やすことが、異世代が共に交流し学び合い、共に支え合う地域社会づくりにつながる。

異世代が、共同で利用できる施設等の整備、交流プログラム、地域における交流行事等の充実を図ることが必要である。

2 多様で豊かな学習機会を提供するために

高学歴化や価値観の多様化により、生涯学習に対するニーズは、今後も複雑かつ多様化すると考えられる。区民の生涯学習を推進するためには、このような区民のニーズに応え、一人ひとりの個性を尊重した学習機会を提供していくことが重要となる。

(1) 多様な学習機会の開発・提供

生涯学習は、必要に応じ、自己に適した手段及び方法を自ら選びながら行うものである。そのために、社会情勢や区民ニーズなどの学習需要に対応し、現行の事業の充実と魅力的な学習機会の開発・提供を図ることが必要である。

① 幅広い分野の学習機会の充実

区民の学習は、スポーツやレクリエーション活動を始め、芸術・文化活動、教養や生活技術、職業能力開発など、それぞれの学習要求により多岐の分野にわたっている。

これらの学習要求に応えるためには、より一層の学習機会の充実が必要である。

② さまざまなレベルの学習機会の提供

区民の学習への取組みには、さまざまなレベルがある。生涯学習とは無縁に生活している人達、機会さえあれば参加する人達、積極的に高度な学習にも挑んでいる人達などである。これらの各レベルの人達に対応した学習機会を整えていくことが必要である。

そのために、自分に合った学習を見つけるためのごく短期間の入門講座や、中・上級の学習内容の講座など、多様なレベルの学習機会を整備していく必要がある。

③ ライフステージに対応した学習機会の整備

人が望ましい成長をとげ、社会生活をしていくためには、生涯の各時期に学習課題が発生してくる。

幼少年期では、心身の豊かな発展を促し、生涯にわたり自己の形成を進めるための意欲と能力を育てることであり、青年期では、多くの経験を通じて自己の形成をより押し進め、社会人として自立していくための学習が求められている。成人の学習は、生活課題を解決するために行われることが多く、その内容は、各人のライフスタイルに応じ多様である。また、高齢期には、生きがいを持ち充実した生活を送るための学習課題が存在する。これらの学習に対応した学習機会を、体系的に整備・充実していかなければならない。

④ 女性の生涯学習プログラムの充実

性差別のない平等な社会を築くためには、男女が共に女性問題を認識し、その解決のための実践型の学習が行われることが重要である。

今後とも女性の社会参加を進める学習プログラムの充実を図るとともに、方針決定への参加・実現過程への参加を含む「参画」に向けた学習の機会を充実することが重要である。

(2) 個人学習への援助

さまざまな機会によって触発された学習を継続し、深めていくためには、学習に必要な資料や情報に自由に接することが必要である。また、集合学習よりも個人学習の形態を望む人や、集合学習に参加することへの制約がある勤労者などの個人学習に対する配慮がますます重要になってくる。

① 必要な情報・資料の収集と提供

人が最も適した学習機会を選択することができるようにするためには、地域における種々の学習情報を迅速に入手できることが必要となる。また、それぞれの学習課題を追及していくためにも、必要な資料・

情報の入手が不可欠である。

そのためには、図書館の一層の充実と、各学習施設の間に学習機会や資料の情報ネットワーク、資料の配送などの体制を構築していくことが重要である。

② 学習のための技術 (Study Skill) を学ぶ機会の充実

学習内容を深めていくためには、学習のための技術 (Study Skill) が必要である。例えば、図書館の利用の仕方・文献の探し方・本の読み方・ノートの取り方・レポートの書き方・道具や装置の操作法などの技術について学ぶ機会を設け、学習の質と効果を高め、自立して学習できる基礎を作っていくことが必要である。

③ 学習者のための相談体制の整備

生涯学習は、学習者の自主性に基づいて行われることが基本である。しかし、学習を進める各段階においては、学習の始め方、学習を進める上での悩み、学習内容についての疑問といった、さまざまな問題が生じてくる。これらを踏まえ、学習活動の質と学習成果を高めるために、学習相談や読書相談などの学習を援助する体制の整備が必要である。

(3) だれでもが学習できる環境整備

区内にはさまざまな人たちが生活している。学習を一部の人だけのものとし、だれでもが、いつでも、どこでも学習できるような環境を整備していくことが必要である。

① 学習援助サービスの充実

障害を持つ人のための点字図書・録音図書や外国人のための外国語の資料、高齢者のための大型活字本など、多種の資料の充実を図っていくことが重要である。また、講座等の開催においては、手話通訳や保育者の配置など多くの人に参加できるように、学習援助サービスを充

実していくことが必要である。

② 勤労者が参加しやすい学習機会の提供

勤労者の生涯学習の必要性が高まっている中で、勤労者が学習活動に参加しやすい条件を整備することが望まれている。そのために、夜間や休日など、勤労者が参加しやすい時間帯における学習の場の提供を一層充実するとともに、短期や単発型等の学習機会の提供を検討していくことが必要である。

③ 家庭でできる学習手段の開発

障害を持つ人や子育て中の人など、外出の難しい人のために、C A T Vを利用した講座や講座ビデオ等の貸し出し、資料の宅配など、家庭でも学習が可能な手段の開発を検討していく必要がある。

3 出会い、ふれあいで、生き生きとした生活空間を創造するために

本区は、人口の減少・高齢化・核家族化・都市化などが進行し区民の生活に様々な影響を及ぼしている。例えば、地域社会の中では、人々が交流し、ふれあう機会が従来に比べて少なくなりつつあり、自然にふれる機会も減少している。

人は、他者との出会いや自然とのふれあいを通して、様々なことを学習する。このため、出会い・ふれあいのある生き生きとした生活空間を創造し、あたたかい地域社会を形成することが求められている。

(1) ボランティア活動の促進

学習は、その成果を学習者個人の中にとどめるだけでなく、他の人に役立て、還元することにより深められていく。

学習の成果を、他の人の学習活動への援助や様々な関わりの中に活かすことによって、自らもまた他の人から多くのことを学んでいく。他者の生涯学習活動を支援する「生涯学習ボランティア」こそ生涯学習の格好の場といえる。このため、生涯学習の幅広い分野でのボランティア活動の促進を図るべきである。

① ボランティア精神の普及・啓発

ボランティア活動を自然の形で受け入れるような社会的な雰囲気醸成し、ボランティア活動は楽しく気軽にできるものであり、福祉分野に限らず、あらゆる生活の場で行えるものであるというように人々の意識を変えていくことが、ボランティア層の拡大につながる。

このため、各種の広報・啓発活動や学校等におけるボランティア教育をさらに充実し、ボランティア精神の普及・啓発に努める必要がある。

② ボランティアの育成

ボランティア活動を促進するため、研修や講座を実施し、専門的な知識や技能を持つボランティアや、ボランティアを育成する指導者の

発掘・育成を図ることが重要である。

また、すでにボランティアとして活動している者やこれからボランティア活動を行う意欲のある者を登録し、活動の場や情報を広く提供していくことが重要である。

③ ボランティアのネットワーク化

ボランティアは、情報の交換などの連携を充実することによりボランティアの資質と効果を高めることが可能となる。

そのために、相互交流の場の設定や、ボランティア相互の学習システムの確立を図っていく必要がある。

(2) 自主学習グループの育成・援助

集団による学習は、知識や情報の交換、仲間づくりなど、メンバーの相互作用を通して自己の学習により大きな効果をもたらすことができる。また、グループ同士の連携が、地域の教育力の向上や地域社会形成の基礎ともなりうる。

このため、自主学習グループの育成・援助の一層の充実が重要である。

① 自主学習グループの育成

共に学び、生きる地域社会をつくるために、グループ学習の場の提供や学習に関する情報の提供、問題を解決するための相談体制の整備などによって、自主学習グループの育成を図っていくことが必要である。

② 学習指導者の養成と派遣

自主学習グループが円滑に学習活動を行えるよう、適切な指導や助言、情報提供などを行う学習指導者を派遣する必要がある。

そのために、学習指導者養成の研修や講座の実施、資格取得のための援助や、学習指導者を登録し、活動の場や情報を広く提供することが必要である。

③ グループのネットワーク化

自主学習グループを結びつけることは、各サークルの活性化はもとより、地域の教育力の向上や連帯感の醸成に寄与するものである。

このため、相互交流の機会や情報を提供するなど、ネットワーク化のためのシステムづくりを推進する必要がある。

(3) 自然とのふれあいの促進

人は、自然とのふれあいの中から様々なことを体験し、学ぶ。そのために、かけがえのない自然を慈しみ共生する心を持たなければならない。

環境問題に関心を持ち、自然とふれあい、自然を大切に作る心が培われるような学習施策の充実が求められている。

① 自然とふれあう機会の拡充

自然と共生できるような豊かな環境を生活の身近な所から整備するとともに、水や緑などの自然と接する自然体験学習や野外学習のための施策を一層促進することが重要である。

② 自然に関する学習機会の充実

講座等の開催や、学校や地域において、自然を学び、自然と共生する心を持つための教育や啓発を推進し、自然に関する学習機会の充実を図ることが必要である。

③ 環境保護のための啓発

水や緑などの自然の有効活用や環境保護についての知識を深めるための講座の開催・広報啓発活動等を推進することが必要である。

(4) 国際理解・交流の促進

世界都市「東京」の発展に伴い、生涯学習において国際化への対応が迫られている。本区においても、区内に居住する外国人は多国籍にわたり、外国人に接する機会が多くなっている。異文化を理解し、外国人と

の交流を促進することにより、国際人としての自覚を高めることが求められている。このため、国際理解・交流の一層の促進を図る必要がある。

① 区民と外国人の相互交流の機会や場の提供

外国人と日常的な交流が保たれるような行事やイベントの開催、交流活動などを行うため、行政はもとより地域や大学などがさまざまな面で連携していくことが必要である。

また、区民の海外派遣やホームステイ、姉妹都市との交流を一層推進していくことが必要である。

② 学習機会と情報の提供

国際理解教育や外国の生活・文化を理解するための講座や講習会の開催、広報啓発活動等を推進していくことが必要である。また、外国人のための講座や外国語広報など、在住・在勤・在学の外国人の学習需要を満たすような生涯学習推進施策を展開していくことが必要である。

4 豊富な学習資源を活かすために

本区には、大学を始めとした教育機関、大名庭園や文人たちの住居跡などの歴史的・文化的な資源、各分野で専門的な知識や技能を有する人材などが豊富に存在する。これらは重要な学習資源であり、住民と行政が一体となって有効に活かすことにより、地域に密着した多様な学習機会や学習の場を提供することが可能となる。

特に、区内に数多くある大学は、学習の高度化や専門性を求める区民の要望に応え、生涯学習の推進に当たり、より積極的な役割を果たすことが期待される。

(1) 区内の学校の活用

区内には、国公立の幼・小・中・高校が多数存在する。これらは学習の場にふさわしい豊富な施設と人材を持っている。今後はこれらの学校等を地域における生涯学習の場とし、その地域の人たちが世代を超えて学べる場となるよう活用していくべきである。

① 学校施設の有効利用の促進

区立学校施設においては、教室・特別教室・プール・体育館・校庭等の設備の一層の開放が望まれる。そのためには、一般利用を前提とした諸条件の整備を進めていくことが必要である。また、学校の建て替えに合わせた他の学習施設との併設や機器・機材の貸し出しについても検討を進めていく必要がある。

さらに、区立以外の施設に対しても、さまざまな面で連携を図りながら、開放を促進していく必要がある。

② 人的資源の活用

学校の持つ人的資源については、学校施設を利用した講座や地域主催の講座等で積極的に活用することを検討していく必要がある。

(2) 区内大学の活用

現在区内の大学の多くは、公開講座を開催するなど、地域に開かれた大学を目指している。区内に多数の大学を抱える本区においては、さまざまな面から大学の持つ教育的資源をさらに開放していくよう、大学に働きかけていくことが望ましい。

① 区と大学のネットワークの確立

区民の多様で高度な学習ニーズに応えるため、さまざまなレベルで区と大学が協議し、公開講座の共同企画や連絡会の設置などにより、一層の連携を図る必要がある。そこにおいて、多彩なカリキュラムの選定やCATVの活用、区民聴講生制度や社会人入学制度の採用、大学図書館や体育館・野外施設等の開放などを積極的に検討していくことが必要である。

② 人材の有効活用

区内の大学には、各分野で専門的な知識や技能を有する人材が多い。これらの人材を区民の多様な要望に応えるべく、講座等で活用できるような体制を整える必要がある。

③ 区民と学生の相互交流

地域に開かれた大学を積極的に進めるには、区民と学生の日常的な交流が必要である。そのために、地域と大学が相互に、各種事業及び企画への参加や共催のイベントを実施するなど、交流の機会と場を設けていく必要がある。

(3) 地域の伝統文化の保護・活用

本区では、大名庭園を始め、神社・仏閣など多くの歴史的遺産に恵まれている。また、鷗外、漱石、一葉など、本区に住んだ多くの文人たちの足跡や文芸作品のゆかりの地も多い。これらの遺産や伝統文化を後世に引き継げるよう保護育成するとともに、こうした遺産を地域に密着し

た生涯学習の重要な資源としての活用を図ることが重要である。

① 伝統文化の保存と継承

区内に残る歴史的な遺産を保存し、後世に継承するため、文化財や民俗資料、その他本区に関する古文書や絵画資料、文人のあゆみやゆかりの資料などの調査・収集・記録・保存に努めるとともに、区民への公開や標示板の設置、民具の再現等により、伝統文化を区民に身近なものとしていくことが必要である。

さらに、神社仏閣に残る伝統行事等の継承や、埋もれた行事の発掘や新たな行事の開催などを行っていくことが重要である。

② 伝統文化の学習への活用

区内に存在する様々な歴史的遺産や伝統文化を、区民の生涯学習に活用するため、講座・イベント等による学習機会の提供や書籍の発行はもちろん、CATVやビデオの活用などを一層充実していくことが必要である。

また、郷土の歴史や文化財・史跡などを研究するグループ・サークルの活動に対して、情報の提供や学習の場の提供、機材の貸し出し、学習の指導等により支援していくことや、研究成果の発表の場を設定していくことが必要である。

(4) 学習資源の発掘と活用

区内には、上記以外にも多くの学習資源が存在する。あらゆる学習資源を発掘し、区民の学習機会や場の一層の拡大を図っていくべきである。

① 地域の人材の発掘・活用

区民や在学・在勤者のなかには、各分野の第一人者や専門的な知識を持つ人がいる。このような専門知識や意欲を持つ人材を、積極的に発掘し登録することにより、豊かな創造力や知恵の活用を図っていくことが重要である。

そのためには、各種の情報を収集し、さまざまな分野の人材リストを作成し、区民の要望に沿った人を講師として活用する必要がある。

② 民間企業や団体との連携

区民の学習機会をより一層広げるためには、民間企業や団体の相互理解と協力が不可欠であり、その役割分担と連携について検討していくことが必要である。

また、施設の相互利用や講師の相互活用などの情報交換や区との共催によるイベント等の開催などを働きかけていく必要がある。

V 生涯学習を推進するために

1 文京区全域を生涯学習のキャンパスに

区民が学習活動を行う機会や場は、行政の講座や講習会・スポーツ教室を始め、大学の公開講座、民間の教室、サークル活動、地域や家庭など、区内のあらゆる場所に存在する。それぞれの場において区民一人ひとりが自発的に自己に適した方法で学習を行い、学習の成果を地域に活かし、指導者や講師として活動していくことが望まれる。そのために、区民の学習活動と区内に存在する豊富な学習資源を有機的に結び付け、体系化を図ることによって、区内全域を「いつでも、どこでも、だれでも」が学習活動を行えるような場としていくことが行政に求められている。

今後、文京区全域が生涯学習のキャンパスとしてふさわしいものとなるような生涯学習推進体制の整備と、文教のまちにふさわしい学習機会と場の創出を目指すことにより、本区における生涯学習をダイナミックに展開していく。

※「学習活動の主役は区民一人ひとり」

学習活動の主役は、区民一人ひとりである。区民は、単なる参加者として受け身の存在でなく、自覚した学習者として、学習や地域の指導者であり、主催者でもある。

※「区内のあらゆる学習機会の利用を図る」

区内にはさまざまな学習機会が存在する。これらを結び付け、各種の学習コースを設定し、区民が自分に適した内容・レベルの学習を可能としていく。

※「大学も区民の学習の場のひとつに」

区内に存在する大学は、重要な学習資源である。高度・専門的な教育機関としての大学を、区民の生涯学習のキャンパスのひとつと位置づけることが可能となるよう、大学に協力を求めていく。

2 推進体制

生涯学習を推進するためには、①行政と区民・区内団体・教育機関などによる生涯学習推進についての協議機関、②生涯学習のネットワークの中心となり多種の事業を行う組織、③区において総合的に生涯学習を推進するための全庁的組織の設置が必要である。

(1) 協議機関の設置

生涯学習の推進について協議するため区民・行政・教育機関等により構成された、生涯学習推進協議会を設置する。

機 能

- ・生涯学習推進計画に関する協議
- ・区内の生涯学習関連事業に係わる連携

(2) 生涯学習センターの設置

区内における生涯学習推進の中心となる組織として、生涯学習センターを設置する。

機 能

- ・自主的な学習活動の場の提供
- ・総合的な情報提供、学習相談
- ・人材の育成・活用
- ・多様な学習機会の開発・提供
- ・課題別コースの作成
- ・他団体との連携事業の実施
- ・生涯学習についての広報活動

(3) 全庁的組織の設置

全庁的な生涯学習推進の組織として、生涯学習推進本部を設置する。

機 能

- ・生涯学習推進計画の策定
- ・区の生涯学習関連事業・施設に係わる連絡・調整

[参考] 文京区の生涯学習推進組織案

○ 文京区生涯学習推進協議会

本区における生涯学習推進について協議するため、文京区生涯学習推進協議会を設置する。

1 機能

(1) 生涯学習推進計画に関する協議

(2) 区内の生涯学習関連事業に係わる連携

行政・大学その他のさまざまな学習機関の情報交換

各種連携事業の促進

国公立の施設の開放促進

2 組織

(1) 構成員

区、区民、区内団体、教育機関等

(2) 事務局

社会教育課

3 設置予定時期

平成5年度

○ 生涯学習センター

区内における生涯学習推進の中心となる組織として、生涯学習センターを設置する。

1 機能

(1) 自主学習活動の場の提供

区民や団体などが行うさまざまな自主的な学習活動に対して、場を提供する。

(2) 総合的な情報提供、学習相談

学習施設、講座や講習会・イベントなどの事業、講師や指導者などの人材、学習サークルなど、学習に関する様々な情報を収集・提供する学習情報システムを構築していく。

また、区民の潜在的な学習要望の掘り起こしや、学習活動の質の向上などのための学習相談の体制を整える。

(3) 人材の育成・活用

中級・上級の講座の開催や、リーダー養成の講座の開催により、地域において区民の学習活動を援助する人材を育成する。

また、人材に関する情報を収集・提供するための人材バンクを設置し、人材の活用を図る。

(4) 多様な学習機会の開発・提供

区民の多様な学習要求に応じ、さまざまな内容・形態の学習機会を開発・提供する。学習機会の提供に当たっては、多くの世代や様々な条件を持つ人が共に学べる場となるよう配慮していく。

(5) 課題別コースの作成

講座・教室・講演会・サークル・通信教育・CATVの番組など、区

内に存在する多種多様な学習機会の情報を区民が有効に利用できるよう整理し、学習課題別コースを作成する。

(6) 他団体との連携事業の実施

区内の高校・大学・企業などの施設・人材等の活用や、共催事業の実施など、他団体と連携した事業を実施する。

(7) 生涯学習についての広報活動

学習するきっかけがつかない人、学習の必要を感じていない人など様々な人に対して、学習に取り組めるよう、広報紙・CATV・イベントなどにより、施設や事業の存在、生涯学習の必要性や意義について広報活動を行っていく。

2 管理・運営主体

生涯学習センターの管理・運営の主体を決めるに当たっては、以下の点に留意する必要がある。

- 事業に関する要望や施設に関する要望など、区民の多様な要求に迅速かつ柔軟に対応できる組織であること。
- 学習の場の提供に当たって、学習活動意識調査の要望にも見られるような、休日・祝日の開館や、長時間の開館に対応できる体制であること。
- 区内の大学や団体と共催などの、連携事業に円滑に対応できる組織であること。
- 民間の持つ活力・人材などを活用できる組織であること。

以上のような点を考慮した場合、生涯学習センターにおいては、行政の範囲にとらわれない柔軟な対応が求められる。このことから、管理・運営については、行政以外の組織とすべきである。

3 設置場所

生涯学習センターの設置場所については、平成6年度にシビックセンター内に設置予定の（仮称）社会教育センターを生涯学習センターとし、五館体制が予定されている社会教育館を地区館として位置づけることが望ましい。

4 設置予定時期

平成6年度

○ 文京区生涯学習推進本部

全庁的な生涯学習推進の組織として、文京区生涯学習推進本部を設置する。

1 機 能

- (1) 生涯学習推進計画の策定
- (2) 生涯学習関連事業・施設に係わる連絡・調整
庁内の各種事業の連絡・調整
関連施設の充実・開放促進
- (3) 生涯学習推進協議会・生涯学習センター設立準備
- (4) その他庁内の生涯学習推進に係わる事項

2 組 織

推進本部	本部長	: 区長
	副本部長	: 特別職
	本部員	: 部長相当職
幹事会	会長	: 生涯学習担当参事
	会員	: 生涯学習関係課長

必要に応じて、関係係長により調査研究部会を設置する。

また、必要に応じて学識経験者の意見を聴取する。

3 事務局

社会教育課

4 設置予定時期

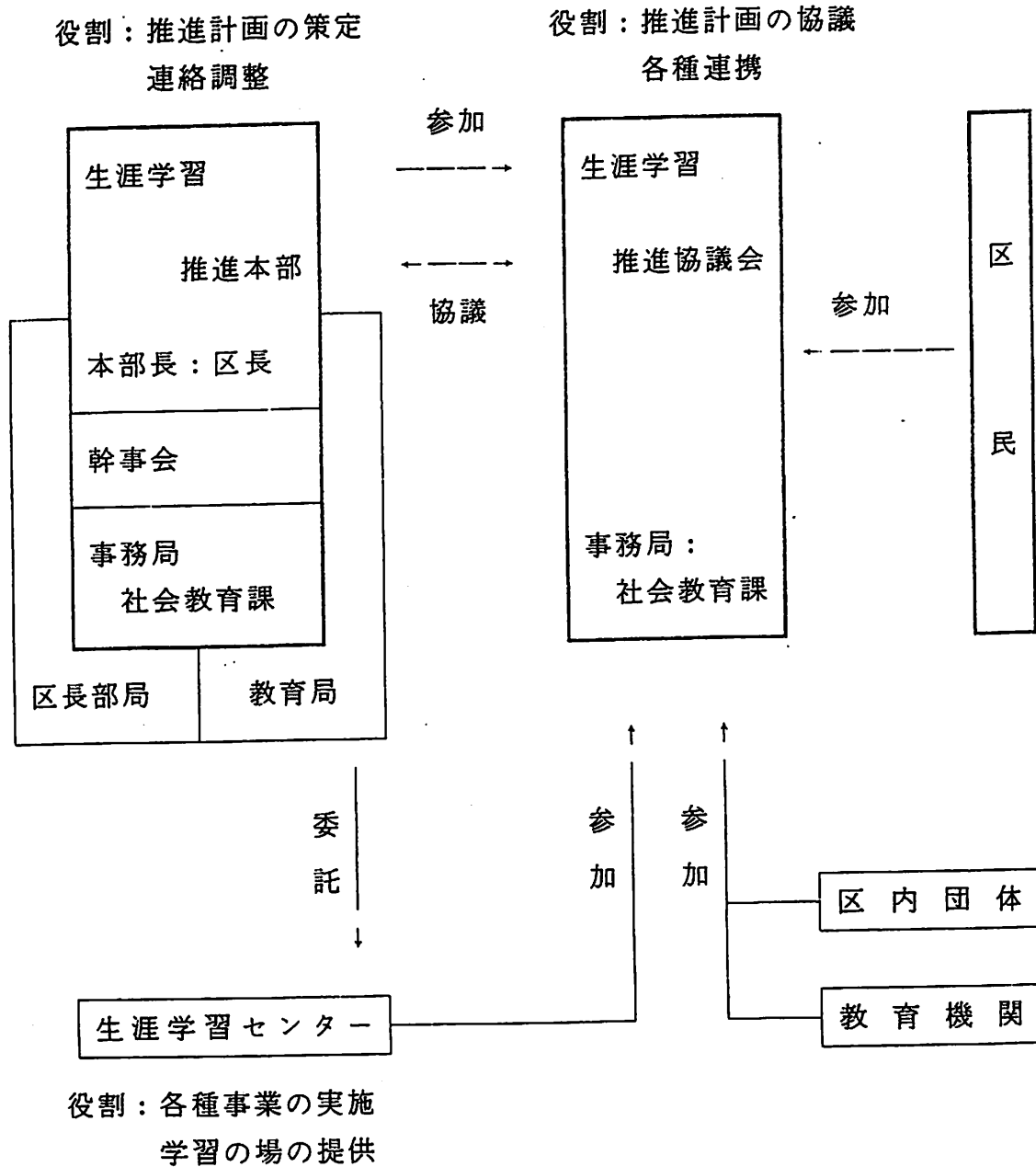
平成4年度

○ 今後のスケジュール

	生涯学習推進本部	生涯学習推進協議会	生涯学習センター
4 年 度	<p>◎設置</p> <p>協議会設立準備 生涯学習センター 設立準備 庁内の連絡・調整 推進計画策定</p>		
5 年 度	<p>生涯学習センター 設立準備 庁内の連絡・調整 推進計画策定</p>	<p>◎設置</p> <p>推進計画の協議 各種連携</p>	
6 年 度	<p>庁内の連絡・調整 施策の実施</p>	<p>連携・協議</p>	<p>◎設置</p> <p>事業の実施</p>

○ 推進体制概念図

文京区の生涯学習推進体制



資 料

1. 文京区生涯学習推進検討委員会設置要綱

2. 文京区生涯学習推進検討委員会調査研究部会設置要綱

文京区生涯学習推進検討委員会設置要綱

2 文教社発第 77 号

平成 2 年 6 月 20 日

(設置)

第 1 条 本区における生涯学習の推進を検討するため、文京区生涯学習推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の事項について検討し、教育長に報告する。

- (1) 生涯学習推進構想に関すること
- (2) その他生涯学習推進に必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、教育局参事（生涯学習担当）の職にある者とし、委員会を総括する。

4 副委員長は、社会教育課長の職にある者とし、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(招集)

第 4 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは委員以外のものを出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(部会)

第 5 条 委員会のもとに、調査・研究を行うため、部会を設置する。

2 部会に関し、必要な事項は別に定める。

(事務)

第 6 条 委員会の事務は、社会教育課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、

委員会が定める。

付 則

この要綱は、平成2年6月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

企 画 部 企 画 課 長
厚 生 部 女 性 青 少 年 課 長
福 祉 部 福 祉 課 長
教 育 局 参 事 (生涯学習担当)
教 育 局 庶 務 課 長
教 育 局 学 務 課 長
教 育 局 社 会 教 育 課 長
教 育 局 社 会 体 育 課 長
教 育 局 指 導 室 長
教 育 局 真 砂 図 書 館 長
小 学 校 校 長 会 会 長
中 学 校 校 長 会 会 長
幼 稚 園 園 長 会 会 長

文京区生涯学習推進検討委員会調査研究部会設置要綱

2 文教社発第 100 号

平成 2 年 7 月 26 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、文京区生涯学習推進検討委員会設置要綱（平成 2 年 6 月 20 日 2 文教社発第 77 号教育長決定）第 5 条第 2 項の規定に基づき、文京区生涯学習推進検討委員会調査研究部会（以下「部会」という）の組織その他必要な事項について定める。

(所掌事務)

第 2 条 部会は、文京区生涯学習推進検討委員会（以下「委員会」という）から下命された事項について調査研究し、委員会に報告する。

(組織)

第 3 条 部会は、委員会委員長が指名する者をもって構成する。

2 部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会長は、部会を総括する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。

(招集)

第 4 条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、必要があると認めたときは部会員以外のものを出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(事務)

第 5 条 部会の事務は、社会教育課において処理する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が定める。

付 則

この要綱は、平成 2 年 7 月 31 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 17 日から施行する。

別表（第3条関係）

◎ 部会長

○ 副部会長

所 属	氏 名	備 考
企 画 部 企 画 課	徳 田 隆	
企 画 部 広 報 課	中 西 宏 行	
企画部シビックセンター建設室	江 口 進	平成3年4月より
区 民 部 区 民 課	滝 康 弘	平成3年3月まで
区 民 部 区 民 課	三 縄 毅	平成3年4月より
○ 厚生部女性青少年課	嘉 村 のり子	
厚生部女性青少年課	手 島 淳 雄	
◎ 福祉部高齢者福祉課	加 藤 秀 次	
福祉部高齢者福祉課	斎 藤 啓 子	平成3年3月まで
福祉部高齢者施設計画担当課	渡 部 久 江	平成3年4月より
○まちづくり推進部	関 本 文 夫	平成3年3月まで
土 木 部 土 木 課	佐 野 正	
監 査 事 務 局	鈴 木 高 治	